

退職手当支給条例施行規則の主な改正内容

- 1 退職手当の調整額の算定における育児短時間勤務及び自己啓発等休業をした期間の取扱いに係る規定の設置
 - (1) 内 容
 - ア 育児短時間勤務をした期間の3分の1の期間を退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等としました。(第44条第2号)
 - イ 自己啓発等休業をした期間（休業期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が2(1)の要件に該当する場合は、休業期間の2分の1の期間）を退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等としました。(第44条第1号)

(2) 施行日

平成 20 年 3 月 3 日

2 自己啓発等休業をした期間の 2 分の 1 の期間を勤続期間の計算における除算期間等とする要件を定める規定の設置(第 49 条)

(1) 内 容

自己啓発等休業をした期間の 2 分の 1 の期間を勤続期間の計算における除算期間及び退職手当の調整額の算定において除外する休職月等とする要件を定めました。

主な要件は次のとおりです。

ア 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資す

ることが見込まれるものとして自己啓発等休業の期間の初日の前日までに任命権者が組合市町村等の長の承認を受けていること。

イ 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

ウ 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当支給条例第 14 条第 5 項、第 19 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。

(2) 施行日

平成 20 年 3 月 3 日

3 一部様式の改正

(1) 内容

- ア 様式第 1 号「職員報告書」は、「就職」、「休職等、復職等」、「退職」及び「転入、転出」の 4 様式に分けました。
- イ 様式第 5 号「退職した職員の給与改定通知書」及び様式第 6 号「死亡により退職した職員の給与改定通知書」は、給与改定に係る退職時給料月額の記事欄を設けるなど様式全部を改めました。
- ウ 様式第 8 号「退職手当請求書」及び様式第 9 号「遺族退職手当請求書」は、記入項目を見直すなど様式全部を改めました。
- エ 様式第 12 号「退職手当裁定通知書」は、退職した者あて及び死亡により退職した者の遺族あての 2 様式に分けました。

(2) 施行日

平成 20 年 3 月 3 日

(3) 経過措置

施行の際に改正前の様式によりすでに用紙を作成していたなどの場合は、そのまま使用することができます。